令和８年９月３日

第９回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第　９　号

令和８年　第９回　定例会

日時：令和８年９月３日（木）午後２時

場所：教育委員会室

「出　席」	教育長	丹羽　恵玲奈
	教育長職務代理者	清水　俊明
	委員	小川　賀代
	委員	室伏　広治
「説明のために出席した教育局職員」	教育推進部長	吉田　雄大
	教育推進部参事	真下　聡
	教育総務課長事務取扱	
	学校運営課長	宮原　直務
	学校施設課長	足立　和也
	教育指導課長	山岸　健
	教育施策推進担当課長	髙橋　拓也
	児童課長	大塚　仁雄
	教育センター所長	木内　恵美
	真砂中央図書館長	奥田　光広
「書　記」	庶務係長	大川　育子
	庶務係主査	平手　由佳莉

令和８年

第９回教育委員会定例会

令和８年９月３日（木）午後２時
場　　所　　教育委員会室
議事録署名人　　室伏広治委員

第１　議事録の承認
　議事録第７号　（令和８年第７回定例会）
　議事録第８号　（令和８年第８回定例会）

第２　議案の審議
　第６４号議案　「第５回文京区立小学校ＰＴＡ合同音楽会」の後援名義の使用について
　第６５号議案　学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令
　第６６号議案　学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

第３　報告事項
　⑴ 叙勲等候補者の推薦について　（資料第１号・非公表）
　⑵ 文京区立千駄木小学校等改築に係る今後の見通しについて　（口　　頭）
　⑶ 小学校特別支援教室の拠点校・巡回校の再編成について　（資料第２号）
　⑷ 令和８年度「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト」の実施等について　（資料第３号）
　⑸ 休日における一部の運動部活動の地域展開の実施について　（資料第４号）

第４　その他の事項

「開　会」

（14：00）

〇丹羽教育長　定刻になりましたので、第９回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は中野委員がご欠席、そのほかの委員はご出席いただいております。理事者も全員出席しております。

本日の議事録署名人でございますが、室伏委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（はい）

第１　議事録の承認

議事録第７号　（令和８年第７回定例会）

議事録第８号　（令和８年第８回定例会）

〇丹羽教育長　それでは、議時日程に入らせていただきます。

第１、議事録の承認です。議事録第７号及び第８号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいてはおりますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

第２　議案の審議

〇丹羽教育長　次に、議案の審議に移りますが、議案の審議の前に、本日の会議運営について、お諮りいたします。

第 65 号及び第 66 号議案が関連性の高い内容になっております。これらにつきまして、提案説明と質疑は一括で行い、採決は個別に行うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

第６４号議案　「第５回文京区立小学校ＰＴＡ合同音楽会」の後援名義の使用について

〇丹羽教育長　それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は３件あります。

初めに、第 64 号議案「「第５回文京区立小学校ＰＴＡ合同音楽会」の後援名義の使用について」でございます。

この件について、説明をお願いします。

〇教育推進部長　ただいま議題となりました第 64 号議案、「第５回文京区立小学校ＰＴＡ合同音楽会」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

１ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、文京区立小学校ＰＴＡ合同音楽会実行委員会。

代表者は、橋本恵里でございます。

事業名は、第５回文京区立小学校ＰＴＡ合同音楽会。

実施は、令和８年 10 月 18 日（日）を予定しております。

実施場所は、区立本郷小学校体育館でございます。

本事業は、区立小学校ＰＴＡが連携して合同音楽会を開催し、学校の枠を越えた交流を深め、豊かな感性や協調性を育むこと、また、保護者が生涯学習や文化活動に主体的に取り組む姿を児童に示すことで、音楽や文化芸術への関心を育み、家庭・学校・地域が連携して子どもの豊かな成長を支える機会とすることを目的としております。

対象は、区立小学校児童・保護者・教職員及び地域住民。

参加費は、無料となっております。

このほか、資料といたしまして、実施要綱、事業予算書、規約等がございます。

以上の内容を、後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長　ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はありますでしょうか。

○清水委員　大変すばらしい取り組みだと思います。４つの小学校が参加しているのだと思うのですけれども、今後参加する小学校がふえてくるとか、その辺のところの情報があれば、お教えいただければと思います。

○教育総務課長　団体からも広く周知をしていきたいと聞いておりますので、区内の小学校ＰＴＡのほうにも、今回行う音楽会についての情報提供をしております。参加をさらに募りたいということで伺っているところでございます。

○清水委員　この４つの小学校だけではなくて、ほかの小学校の人も参加しやすい形になってもらえればと思っていますので、よろしくお願いします。

○丹羽教育長　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○丹羽教育長　それでは、そのように決定させていただきます。

第６５号議案　学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

第６６号議案　学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

○丹羽教育長　続きまして、第 65 号議案「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令」、第 66 号議案「学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令」。これらの件について、説明をお願いします。

○教育推進部長　ただいま議題とされました第 65 号議案、学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、東京都立学校職員出勤記録整理規程の改正並びに日勤講師及び特別支援教室専門員の出勤記録を出勤簿から庶務事務システムによる管理に変更することに伴い、学校職員の出勤管理の取り扱いを定めた学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程について所定の改正を行うものです。

資料 15 ページ以降の新旧対照表をご覧ください。

都の制度に準じ、生理休暇の名称を健康管理休暇に変更するとともに、傷病欠勤を廃止し、別表

第一及び第二における出勤記録及び出勤簿の記載を整理します。

当該改正の施行期日は令和８年 10 月１日とし、都に準じて令和８年４月１日にさかのぼり適用します。

また、日勤講師等の出勤記録のシステム管理化に伴い、会計年度任用職員を日勤講師及び特別支援教育専門員と、それ以外の会計年度任用職員に区分して定義し、前者は庶務事務システム、後者は出勤簿により管理することとする改正を行います。

当該改正の施行期日は令和８年 10 月１日とし、区長部局に準じて令和８年６月１日にさかのぼり適用します。

続いて第 66 号議案、学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

先ほど第 65 号議案で申し上げましたとおり、日勤講師等の出勤記録を出勤簿から庶務事務システムによる管理に変更することに伴い、学校職員服務取扱規程について所要の改正を行うものです。

当該改正の施行期日は令和８年 10 月１日とし、区長部局に準じて令和８年６月１日にさかのぼり適用します。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長　この説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

それでは、お諮り申し上げます。第 65 号議案につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○丹羽教育長　続いて、第 66 号議案につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○丹羽教育長　それでは、そのように決定させていただきます。

第３　報告事項

（１）叙勲等候補者の推薦について

○丹羽教育長　続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は５件ございます。

最初に、（１）「叙勲等候補者の推薦について」です。この件について説明をお願いします。

○教育総務課長　それでは、資料第１号、叙勲等候補者の推薦についてご説明いたします。本件は、現在推薦段階にあることから、資料の取り扱いについては非公開とさせていただいております。このため、傍聴者の方にはこの資料はお配りしておりませんので、ご了承いただきますようお願いいたします。したがいまして、この場で候補者の氏名等の読み上げは割愛させていただきますが、推薦候補者につきましては資料に記載のとおりとなります。よろしくお願いいたします。

ご説明は以上になります。

○丹羽教育長　ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はありますでしょうか。

○清水委員　学校グループの功績概要がございますけれども、この認定基準みたいなところがあればお教えください。

○教育総務課長　認定基準はそれぞれございます。一番上の叙勲の候補者等につきましては、小学校、幼稚園等の校長・園長経験者というところがございます。年齢 70 歳以上で、かつ経歴 30 年以

上の方を対象としております。東京都の功労者表彰候補者につきましては、５年以上の経験を有している 50 歳以上の 20 年以上勤務の学校医、学校歯科医、薬剤師というところで、熱意や具体的な活動実績がある方を推薦しているところでございます。

東京都の教育委員会表彰候補者は、経験年数であったり、管理職の方あるいは管理職でない方、区分がさまざまございますけれども、４分類にされてございます。それぞれ教育の発展であるとか文化芸術の振興に貢献した功績が顕著であるとか、勤務成績が優秀であるといった基準等がございまして、そういった方を推薦させていただいているところでございます。

学校につきましては、そういった活動を学校として取り組まれているところを推薦しているところでございます。

○丹羽教育長　ほかにいかがでしょうか。――ないようでしたら、了承ということでいきたいと思います。

（２）文京区立千駄木小学校等改築に係る今後の見通しについて

○丹羽教育長　次に、報告事項（２）、「文京区立千駄木小学校等改築に係る今後の見通しについて」でございます。こちら、資料は配付してございませんけれども、今、資料を画面で示させていただいております。それでは、説明をお願いします。

○学校施設課長　文京区立千駄木小学校等改築に係る今後の見通しにつきまして、ご報告申し上げます。

本件につきましては、前回定例会において、文京区立千駄木小学校、文林中学校及び千駄木幼稚園等改築基本計画案についてご報告したところでございます。現在、基本設計についての検討ということで進めているところでございますけれども、その中で課題が生じておりまして、今後の進め方に影響を受ける可能性があることから、本日その内容についてご報告するものでございます。

前方、画面をご覧ください。千駄木小学校及び千駄木幼稚園の敷地北側につきましては、住宅地図上では民有地と接しておりまして、当該境界には学校の塀が設置されているところでございます。このたび国との調整、確認等を経まして、この塀の内側、学校敷地側に国有地があることがわかりました。今後国との調整等を進めていくこととなりますが、基本計画案でもお示ししました令和８年度から 10 年度にかけての基本設計、実施設計のスケジュールについても変更が生じる可能性があることから、こちらでお示ししたスケジュール等につきまして引き続きの検討を継続していくこととといたします。この点について、ご報告させていただきます。

以上です。

○丹羽教育長　この件に関しまして、ご意見、ご質問等があれば、お願いいたします。

○小川委員　今、ご説明の中で、国有地があったということなんですけれども、これまで千駄木小学校とか幼稚園をつくったときには国有地であるということはわからないまま建てていて、今回初めてわかったということなのか。それとも、ある程度わかっていて、借地という契約をしていて今回のこの状態であったのか。その辺の経緯について教えてください。

○学校施設課長　当該学校、幼稚園ともに歴がかなり古いところもありまして、当時どのようなというところについては不明でございますけれども、少なくともわかっていてということで何か借地

権を設定してということではございませんでした。今回私どもも調べていく中で初めて判明して対応を迫られているところでございます。

〇小川委員　対応をしていくという具体的な内容についても、もう少し教えてください。

〇学校施設課長　本件につきましては、この土地をかわすような形で、現状基本計画でお示ししているプランを進めていくと、どうしても建物等に影響が出てしまうということもございまして、基本的には今判明した国有地について取得できないかという方向で検討を進めております。今後、こちらにつきましては国等と協議をしながら進めていく予定でございます。

〇丹羽教育長　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、報告事項の（３）に行きます。

（３）小学校特別支援教室の拠点校・巡回校の再編成について

〇丹羽教育長　報告事項（３）、「小学校特別支援教室の拠点校・巡回校の再編成について」でございます。

〇教育指導課長　それでは、資料第２号に基づきまして、小学校の特別支援教室の拠点校・巡回校の再編成についてご報告申し上げます。

まず、資料の１の「経緯」でございます。

現在、文京区立小学校には全校に特別支援教室を「学びの教室」という名称で設置しております。現在は８校が拠点校となり、1 拠点当たり２校から３校への組み合わせとなって巡回しております。規模の多い学校同士の組み合わせもあることから、拠点校間で児童数に大きな隔たりが生じてきているところでございます。そんな中で特別支援教室「学びの教室」の学校別の在籍人数が図とグラフにありますのでご覧いただければと思います。拠点校ごとにグループ、40 人台から、一番大きなグループは 90 人と、２倍近い差がございます。また、地図を見ていただきますと、拠点校と巡回校の距離が離れた学校の組み合わせ、グループもございまして、児童数が多い拠点校では指導時間や場所の確保が難しくなってきております。文京区では特別支援教育の振興委員会の審議において、このような状況が続いた場合、指導の質の低下や受け入れの制限をせざるを得ない状況が生じるという懸念があり、特別支援教室の適正な運営等を維持するためにも拠点校・巡回校の再編成が喫緊の課題とされました。

その中で、再編成に当たっては人数のバランスを考慮した上で安定した運営を行うため、次の４点を踏まえた検討を行ってまいりました。１点目は、原則、特別支援学級は拠点校とせず、未設置校を拠点校とすること。２点目は、学校規模の大きい窪町小学校と誠之小学校は拠点校の対象から除外すること。３点目には、大規模校の１拠点も可能にということで検討すること。そして４点目は、地域的なバランスや移動距離を考慮すること。これらをできるだけ満たすことができるように調整を図った結果、下の図表に示したような形の組み合わせを選定いたしました。拠点校は８校から 10 校となり、８つのグループは拠点校を１校に対して巡回校１校、そして１つのグループは巡回校なし、もう一つのグループは巡回校が２校となります。

３の「再編成の時期」でございますが、令和９年４月となります。

４、「今後のスケジュール（予定）」ですが、本日の教育委員会、そしてこの後、合同校園長会へ

報告し、議会報告を行ってまいりたいと考えております。また、10 月には対象児童の保護者に通知等を送付し、説明会をさせていただければと思っております。

報告は以上でございます。

○丹羽教育長　「学びの教室」の説明を簡単にしていただいたほうがよくないですか。

○教育指導課長　どのような子どもさんたちがいるかということですか。

○丹羽教育長　どういうものか。特別支援学級とは違いますので。

○教育指導課長　知的の障害がない、発達等障害のあるお子さんと決まっています。もちろん、こちらも知的や情緒と同じように文京区教育委員会で就学前には就学相談に乗っていただいてということで、判断結果、例えば検査、医師の診断といったものを基準に、就学相談を経てそちらに入っていただく形になっていまして、基本的には拠点校から巡回校の学校に、今は２校から３校あるのですけれども、巡回指導教員が「学びの教室」に、子どもたちが通級という形で通ってきたところに指導に行く形になっています。中身としては、例えばソーシャルスキルトレーニングとか、その子に合った個別の指導と少人数の指導という形で、あわせ持った指導を行っているのが現状でございます。

○丹羽教育長　１人の子につき週に１～２時間ですか？

○教育指導課長　２時間ですかね。個別と少人数とという形でやっています。

○丹羽教育長　週に１～２時間、自分の教室を抜けて自分の学校にある「学びの教室」に行って、そこに巡回の教員が来て、個別指導を行うということです。

○教育指導課長　個別指導や少人数で行う。ふだんは通常の学級で生活していて、特別な支援が必要なのでということでそちらに行く。

○丹羽教育長　そういう教室のことです。

○室伏委員　いつぐらいからこういうものが始まったのか。全く知識がなくて、すみません。

○教育指導課長　平成 29 年ぐらいから東京都が独自に始めた事業でございまして、それとともに我々も各学校に拠点校と拠点校を設置する形になってきました。実は拠点校も３年前に１つ拠点をふやしたのですけれども、10 年ほど前から、これを始めたときに学校間のバランスや通う子どもたちのバランスも途中で変わってくるだろう、10 年スパンぐらいで少し見直しが必要だろうということは予想していました。平成 30 年に全校に導入しました。

○室伏委員　実際に数字としてあらわれてはいますけれども、数字以前に現場感覚で、ちょっとバランスが悪いんじゃないかみたいな話が上がってきてということですか。

○教育指導課長　多い拠点校には子どもの数がふえてしまい過ぎていて、授業時間の週 28 コマ、29 コマの中でそういったことを入れていくので、子どもの数が多過ぎると待ちになってしまったり、ほかの学校よりもちょっと時間数が減ってしまったりというバランスの悪さが出てくるのです。文京区全ての子どもたちに同じような学習の場が提供できるように、バランスよく拠点校と巡回校をという形で考えております。

○室伏委員　ニーズと効果があるということでもあるのですね。

○教育指導課長　本区の場合には非常にニーズが高く、これだけの人数を擁するところは少ないのではないかと思います。

〇室伏委員　ぜひ運動プログラムも入っているといいですね。体もね。
〇丹羽教育長　どういうことをやっているか、少し具体的にご説明を。
〇教育施策推進担当課長　特別支援教室の中の運動プログラムは感覚統合の観点でやっています。どちらかというと体育的なことではなくて、自分の体をどう意識するとか、自分の手だったり足だったりをどう意識して姿勢を整えるかということに着目しています。
〇室伏委員　固有受容感覚ということですね。
〇教育指導課長　それを専門の教員たちが研修を受けたりといったことをやりながら子どもたちを教示しています。
〇室伏委員　プログラムを考えたいですね。
〇丹羽教育長　ぜひ。
〇教育指導課長　一度見ていただけると……。
〇丹羽教育長　そうですね。一度見ていただけるとありがたいですね。
　ほかにご質問はありますでしょうか。
〇清水委員　大変シンプルになったのではないかと思いますし、人数的にも妥当なところだと思います。
　４つの観点というところで、例えば「地域的なバランスや移動距離を考慮すること」はわかるんですけれども、そのほかのところで、例えば学校規模の大きい窪町小学校と誠之小学校はというのは、誠之小学校が拠点校になっているので必ずしも満たされなかったと思うんです。この理由、なぜ大規模が除外されるのかを教えていただきたい。
〇教育指導課長　こちらは特別支援教育の振興委員会でも、誠之小学校のほうに負担が大きいのではないかというところが議論されたのですけれども、誠之小学校自体の子どもの数が非常に多いので、そこにやっぱり拠点校とすることによってのメリットが大きいのではないかと。なぜなら、そこの拠点校に専門の教員がいることによって、「学びの教室」での指導も行き届くし、在籍した職員になりますので、ふだんの授業観察とか子どもの行動観察ということや、ずっと子どもたちのそばにいられるというところでのメリットも大きいというところで校長先生にもご納得いただいて、誠之小学校を１拠点という形にさせていただくような手だてを今回とらせていただきました。
〇清水委員　除外するということの理由を教えてもらいたかったのですが。
〇教育指導課長　除外するほうのですね。例えば窪町と誠之ですと、子どもの数が多いということは、それだけ職員数も多いので、管理職が管理する職員の数も膨大になってくる。その中で、拠点校になると、拠点校の巡回指導教員が、例えばですが２名とか３名配置されることになるので、教員を管理する負担等も、大規模校は子どもの数も多いですし、負担になったりというところもあって、できるだけ除外したいという議論になりました。
〇清水委員　よくわかりました。
〇丹羽教育長　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

（４）令和８年度「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト」の実施等について
〇丹羽教育長　次に、報告事項（４）、「令和８年度「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト」の実

施等について」です。

○教育施策推進担当課長　資料第３号に基づきまして、令和８年度「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト」の実施等について、ご報告いたします。

本事業は、国際バカロレア機構との覚書に基づき、教員等を対象とした研修を実施するものです。令和７年度は教員及び管理職 50 人を対象に計 18 回の研修を実施してまいりました。受講者からは、新たな授業のつくり方を学ぶことができた、異なる視点から探求の概念を学べたなどの意見を寄せられており、先生方にとって充実した研修になったと考えております。

令和８年度につきましては、令和８年 12 月から令和９年３月まで、教員及び管理職 50 人を対象にオンライン研修を計 18 回実施いたします。実施に当たっては国際バカロレア機構と合意書を締結した上での実施といたします。

また、９月には令和７年度の研修受講者を対象に国際バカロレア認定校の授業視察及び教員同士の意見交換を行い、教員の指導力向上を図ってまいります。

今後は、９月に議会報告と教員交流、10 月には合意書の締結、10 月～11 月の受講者の募集を行い、12 月からの研修を実施する予定となります。

報告は以上です。

○丹羽教育長　ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○清水委員　実際、教員がこの研修を受けて、具体的に教育内容が学校で変わってきたとか、その辺のところはあるんでしょうか。

○教育施策推進担当課長　実際、受講者の中で、全員ではないんですが校内研究の中に自分の研修した内容を授業で生かしたり、研究した内容を校内研究だけでなくてうちの研究指定校で研究発表に臨んだりという形で授業に生かしている状況でございます。

○丹羽教育長　ほかにいかがでしょうか。

○小川委員　令和８年度は説明のところには「国際バカロレア認定校の授業を視察し」となっていますけれども、具体的にはどこを視察する予定か、もし決まっていたら教えてください。

○教育施策推進担当課長　アオバ・インターナショナルスクールの方と今、連携を図っていて、９月の後半に令和７年度の受講者の方が実際に授業を見させていただこうと思っております。授業の中を見た後に、実際、そこの授業者をしていた先生と一緒に交流をすることができますので、受講者の方がオンラインで自分たちで学びを深めたことを実際の授業ではどうやっているのかということを交流することができますので、今まで研修していたことを深めることにつながっていくと考えております。

○丹羽教育長　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○室伏委員　これもまだわからないことが多いのですが、国際バカロレア認定校自体は文京区にあるわけではないのですか。

○教育施策推進担当課長　認定校はございません。

○丹羽教育長　つくる予定もございません。

○室伏委員　あくまでも国際バカロレアの認定校が国際的な観点でどういう学びがあるか、教員を

含めて学ぶということですね。

〇教育施策推進担当課長　国際バカロレアの探求に重点を置いた、国際的に認められたプログラムでございますので、実際に幼・小・中の先生が視野を広げてこれまでの指導方法を見直すためにそのプログラムを実際に享受して、自分の授業に生かしていくことが目的となっております。

〇丹羽教育長　それでは、報告事項（５）に進みたいと思います。

（５）休日における一部の運動部活動の地域展開の実施について

〇丹羽教育長　報告事項（５）、「休日における一部の運動部活動の地域展開の実施について」でございます。

〇教育施策推進担当課長　資料第４号におきまして、休日における一部の運動部活動の地域展開の実施について、ご報告させていただきます。

国は、令和 13 年度までに原則として全ての学校部活動について休日の地域展開を実施する方針を示しております。本区においても令和８年３月に実施計画を策定し、休日における教員に頼らない指導体制の構築を目指して、部活動の地域クラブ活動への転換を段階的に進めることとしております。

この方針に基づき、令和９年９月からサッカー及びバドミントンの休日の運動部活動について地域展開を実施する予定です。

実施場所は、対象競技の部活動がある区立中学校を会場校とし、当該競技の部活動がない学校の生徒も参加できる仕組みといたします。

運営は、民間事業者への委託により行い、参加費は無料とします。将来的には受益者負担について検討してまいります。

また、大会には原則、これまでどおり学校部活動として参加する予定です。

今後は、事業者選定などの契約手続を進め、令和９年４月に契約を締結し、５月から８月にかけて地域クラブ活動の開始準備を行い、９月から地域クラブ活動を開始する予定としております。

会場校については、裏面の図に示したとおり、サッカーは第三中学校及び音羽中学校を会場校とし、区立中学校全校から参加希望者を受け入れます。バドミントンは現在、同部がある７校を会場校とし、第八中学校、茗台中学校及び音羽中学校の参加希望者についてはそれぞれ文林中学校、第三中学校及び第一中学校で活動する予定となります。

なお、本件については令和９年度の実施内容でございますが、令和９年度の入学の生徒にかかわる内容であり、秋のオープンキャンパスで周知する必要がございますことから、早い時期ではありますが今回ご報告させていただいております。

以上、休日における一部の運動部活動の地域展開の実施についての報告は終わります。

〇丹羽教育長　ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

〇清水委員　会場校以外の生徒も参加しやすい形に持っていく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、その辺、どのようにお考えかを教えてください。

〇教育施策推進担当課長　生徒や保護者に関しては、部活動の地域展開の周知動画を既に４月、５月にしているのですが、この後もオープンキャンパスを目指して周知動画を作成し、地域展開の理

解を深めていこうと思っております。令和９年度になったら、子どもたちに対してこういう事業があるということを再度周知して、理解、啓発を図ることで子どもたちの参加意欲、参加したいという気持ちを高めていきたいと思っています。

〇室伏委員　部活動の地域展開ということで、国としても進めている案件だと思いますけれども、まずできるスポーツから、サッカー、バドミントンから地域展開していき、着実にこれが進んでいきますように私もできるだけ支援していきたいと思います。また、これまで学校に閉じていたことが、保護者の方や生徒、実際に運動する子どもたちに対しての周知をされるということで、そのあたりも丁寧にやっていただき、理解が促進しますように。そして、閉じていたスポーツが、新たな仲間ができるとか、利点というか、よいところも含めて十分に周知していただいて、いいステップになっていけばいいのかなと思いました。

〇丹羽教育長　ほかにいかがですか。ありがとうございました。

第３　その他の事項

〇丹羽教育長　用意した案件は以上でございます。

その他、ございましたら、お願いいたします。

ないようでしたら、第９回定例会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

（14：35）

令和８年９月３日

議事録署名人

教育長

委員